

2023年度



飲食業人材不足等 対応支援補助金

2次募集

これまでの休業要請など新型コロナウイルス感染症の影響を受け人材不足が顕著となっており、社会経済活動が本格化する中にあっても十分な営業を行うことができない恐れのある飲食業において、人材不足を補いサービスを維持向上するための機器導入や、新たなサービス実施のために必要な設備投資を行う事業者に対し、旭川市からの間接補助金を交付し支援することを目的とする事業です。

事業概要

市内で飲食業を営む中小企業・組合等・個人事業主を対象に、人材不足を補いサービスを維持・向上させるための機器導入や、人材不足の中にあっても新たなサービスを実施するための設備投資を支援

補助上限額

100万円

補助率

3/4以内

採択件数

10件程度

対象期間

2023年4月1日から
2023年12月31日

までに発注・納入・検収・支払等のすべての手続きが完了する補助対象経費

補助申請

募集期間

2023年9月7日(木)から9月22日(金)17時まで

申請先

一般財団法人旭川産業創造プラザ 企業支援グループ

申請書類

電子データ(PDF形式等)をEメールか電磁的記録媒体にて提出



対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ①旭川市内又は旭川空港内にて、飲食店を経営している中小企業・組合等又は個人事業主で、飲食物を特定の場所で飲食させる施設を有し、当該施設における飲食に対して「消費税の標準税率(外食10%)」を適用している。※みなし大企業等を除く
- ②食品衛生法第55条(旧第52条の喫茶店の営業許可を含む)の規定による飲食店の営業許可(催事、臨時は対象外)を有している。
- ③旭川市の市税を滞納していない。(旭川市発行の「市税の滞納のこと」の証明が必要)個人事業主の住所が旭川市以外にあり、市税の納税義務がない事業者は、個人事業主の住所地である市町村の市町村税を滞納していない。
- ④同一の申請内容で他の機関(国、地方自治体、公益財団法人等)から補助金を受けておらず、且つ今後受ける予定もない。

※詳細は募集要領を必ずご確認ください。



〈裏面も参考ください〉



一般財団法人
旭川産業創造プラザ
Asahikawa Industry Research Center

ASAHIKAWA
UNESCO
City of Design

対象となる事業

以下の①②の事業

- ①飲食事業サービスの維持・向上に係る人材不足の課題解決に必要な機器導入など
- ②人材不足により取り組めなかった新たなサービス実施のための設備投資など

対象経費

設備費

事業の遂行に必要な機械設備及びシステム・ソフトウェア等の導入及び据付けに要する費用

※単品での取得価格が10万円(税抜き)以上のものに限る

使用料及び賃借料

事業の遂行に必要な機械設備及びシステム・ソフトウェア等のリース料等として支払われる費用

※詳細は募集要領を必ずご確認ください

※対象経費については補助対象期間（2023.4.1～2023.12.31）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。



活用イメージ

事例1 専用ソフト搭載した注文用タブレット10台と配膳ロボット1台を導入して稼働率向上



事例2 最新式の急速冷凍庫を導入することで食材の長期保存、仕入れや仕込み業務の効率化

事例4 前払い式の食券発券機を導入し、少ない店員でも客回転率を向上

事例3 業務用食器洗い洗浄機及び業務用自動掃除ロボットを導入して作業負担を軽減

事例5 キャッシュレス決済システムの導入により現金払い以外の決済の機会損失を防止

補助対象者決定

審査員による審査(書面)にて採択事業を選定し、通知します。採択された案件については、補助対象者の名称、事業名及び事業概要について、当財団ホームページ等で公表します。

- ・補助金の詳細は募集要領を必ずご確認ください。
- ・申請様式等は、「旭川産業創造プラザ」HPにてダウンロードしてください。

<https://www.arc-net.or.jp/>

お問合せ先

一般財団法人 旭川産業創造プラザ 企業支援グループ

旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター

TEL 0166-73-9335 FAX 0166-68-2828 Email gcs@arc-net.or.jp



一般財団法人
旭川産業創造プラザ
Asahikawa Industry Research Center

